

別表1 補助対象事業、補助対象施設・事業所、補助対象経費

	(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
補助対象事業	気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策を講じること	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備すること
補助対象施設・事業所	県内に所在し、交付申請時点で指定等を受けている別表2に掲げる施設・事業所等	県内に所在し、交付申請時点で指定等を受けている別表2に掲げる施設・事業所等
補助対象外施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・休止中の施設・事業所 ・各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のみを実施する施設・事業所 ・介護サービスの提供実績がない医療機関等のみなし指定事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・休止中の施設・事業所 ・各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のみを実施する施設・事業所 ・介護サービスの提供実績がない医療機関等のみなし指定事業所
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費 ・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p> <p>※燃料費、光熱水費については、交付決定後から実績報告提出期限までの期間内の3か月分までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を受けて購入等した以下に係る経費 ・その他、補助金の交付決定を受けて購入等した経費で、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p> <p>※燃料費、光熱水費については、交付決定後から実績報告提出期限までの期間内の3か月分までとする。</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・研修の実施や外部事業者への業務委託、設備等の設置工事、建物等の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費 ・単品で取得費用が50万円以上となる物品等の購入等に充当した経費 ・他の補助金と重複する経費 ・補助対象経費と補助対象外経費の支払いの区別が難しいもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・研修の実施や外部事業者への業務委託、設備等の設置工事、建物等の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費 ・単品で取得費用が50万円以上となる物品等の購入等に充当した経費 ・他の補助金と重複する経費 ・補助対象経費と補助対象外経費の支払いの区別が難しいもの